

EUのデジタル政策の概要

2024年9月

欧州連合日本政府代表部

「デジタルの10年」(Digital Decade)政策プログラム

- 2022年12月、「デジタルの10年政策プログラム2030(Digital Decade Policy Programme 2030)」が議会・理事会で採択され、官報に掲載。
- その後、欧州委員会は、2023年9月に第1回、2024年7月に第2回の進捗状況の報告書(加盟国に対する推奨事項を含む)を公表。第2回報告書では、「現在のシナリオでは、EUの野心的な目標レベルを達成できない」と評価し、EU及び加盟国における更なる取組の強化を求めた。

<4つの重点(2030年目標)>

公共サービスのデジタル変革

- ・ 主要な公共サービスをオンラインで利用可能に
- ・ 全EU市民が自らの医療記録へのアクセス可能に
- ・ 80%のEU市民がデジタルIDを利用

デジタルスキル

- ・ 全成人の80%が基本的なデジタルスキルを習得
- ・ 2000万人の追加的なICT専門家の雇用を創出

PUBLIC SERVICES

SKILLS

INFRASTRUCTURES

BUSINESS

ビジネスのデジタル変革

- ・ 欧州企業の75%がクラウドサービス、ビッグデータ、AIを使用
- ・ 90%以上の中小企業が基礎レベルのデジタル化を達成

デジタルインフラ

- ・ 全世界でギガビット接続を確立、全人口密集地は5Gでカバー
- ・ 最先端半導体の世界シェア20%以上
- ・ 気候中立でセキュアな10,000のエッジノードを配備
- ・ 2025年までに量子アクセラレーションを備えた初のコンピュータを開発

デジタルサービス法(DSA)①

- 2020年12月、欧州委員会は、オンライン上の違法コンテンツ対策強化のため、既存のeコマース指令(2000年)を包括的に見直す「デジタルサービス法」(DSA)を提案。2022年10月成立、2022年11月施行、2024年2月全面適用開始。

DSAの概要

1. 対象事業者

- ① 仲介サービス、② ホスティングサービス、③ オンライン・プラットフォーム(オンラインマーケットプレイスを含む)、④ 超大規模オンライン・プラットフォーム、⑤ 超大規模オンライン検索エンジンを提供する事業者(①は②を、②は③を、③は④を包含する概念。)

2. 違法コンテンツに対する免責等

- ・ 仲介サービス提供者の違法コンテンツに対する免責条件を規定。
- ・ 一般的モニタリング義務は無いものの、司法及び行政当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への報告義務を規定。

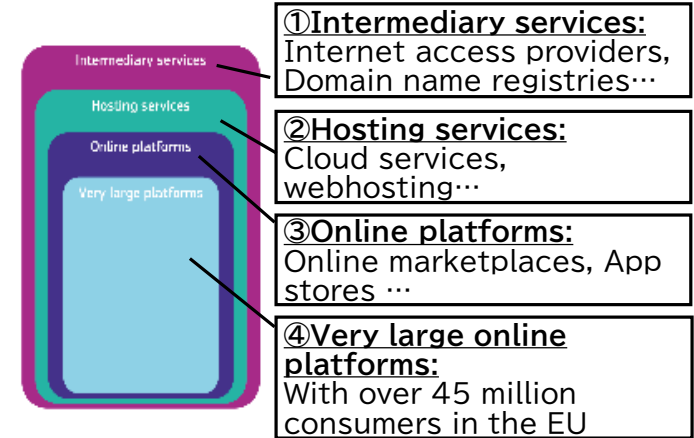
3. サービス提供者に対する義務(対象事業者・規模に応じた義務付け)

- (1) 仲介サービス : 透明性報告義務、連絡窓口・国内法定代理人の設置 等
- (2) ホスティングサービス : 違法コンテンツの通知受付体制整備、対応理由の利用者への通知 等
- (3) オンライン・プラットフォーム : 違法コンテンツ対応に関する苦情受付体制、オンライン広告の透明性確保、機微な個人データ又は児童の個人データを用いたプロファイリングに基づくオンライン広告の禁止、リコメンド機能に用いる主要パラメータの開示、出品者の本人確認、出品者の商品に関する情報が不正確な場合の修正請求義務 等
- (4) 超大規模オンライン・プラットフォーム及び大規模オンライン検索エンジン: サービスのリスク評価実施・リスク軽減措置の実施、危機発生時の個別措置命令への対応、外部監査の実施公表、オンライン広告の透明性確保の追加措置、規制当局及び研究者によるデータアクセス、欧州委員会による監督に要した費用の支払い 等

4. 監視及び執行

- ・ 各加盟国はDSAの執行責任者であり調査権限等を持つデジタルサービス調整官を指定。
- ・ 欧州委員会は超大規模オンライン・プラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンをモニタリング。義務違反の場合、前年度の総売上高の最大6%の罰金等を科すことが可能。

<対象事業者の範囲(包含関係)>



⑤ **Very large online search engines**

(欧州委員会HP等の資料から一部加工)

デジタルサービス法(DSA)②

- 欧州委員会は、2023年4月以降、DSAに基づく「大規模オンライン・プラットフォーム」(VLOPs:very large online platforms)及び「大規模オンライン検索エンジン」(VLOSEs:very large online search engines)を指定(2024年9月現在、VLOP23社、VLOSE2社。指定の4か月後に適用開始)。

大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)

- Alibaba AliExpress
- Amazon Store
- Apple AppStore
- Booking.com
- Facebook
- Google Play
- Google Maps
- Google Shopping
- Instagram
- LinkedIn
- Pinterest
- Pornhub
- SHEIN
- Snapchat
- Stripchat
- Temu
- TikTok
- Twitter
- Wikipedia
- XNXX
- Xvideos
- YouTube
- Zalando

大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)

- Bing
- Google Search

※EU域内で利用者を4,500万人を超えるオンライン・プラットフォーム及びオンライン検索エンジンが対象。

デジタルマーケット法(DMA)①

- 2020年12月、欧州委員会は、公正な競争環境整備のため、デジタルゲートキーパーへの規律を盛り込んだ「デジタルマーケット法」(DMA)を提案。2022年7月に成立、2022年11月施行、2024年3月適用開始。

1.規制対象事業者

以下の要件を満たすとして、欧州委員会から「ゲートキーパー」に指定された事業者

①域内市場に重大な影響を与える事業者であること

過去3会計年度においてそれぞれ75億ユーロ以上の年間売上高を達成した場合、又は平均時価総額若しくは同等の適正市場価値が直近の会計年度において750億ユーロ以上である場合で、少なくとも3カ国以上の加盟国においてコアプラットフォームサービスを提供しているときは、この要件に該当すると推定。

②ビジネスユーザーの消費者への重要なゲートウェイとなるコアプラットフォームサービスを提供していること

直近の会計年度において、EU域内に設立され又は所在する月間アクティブエンドユーザー数が4500万人超で、EU域内に設立された年間アクティブビジネスユーザー数が1万人超のコアプラットフォームサービス(※)を運営している場合は、この要件に該当すると推定。

※「コアプラットフォームサービス」とは、オンライン仲介サービス、オンライン検索エンジン、オンラインソーシャルネットワークングサービス、ビデオ共有プラットフォームサービス、電話番号独立型個人間通信サービス、オペレーティングシステム(OS)、ウェブブラウザ、バーチャルアシスタント、クラウドコンピューティングサービス、オンライン広告サービスの10種類のサービス。

③確立された強固な地位を有している又は近い将来有することが見込まれること

過去3会計年度において、それぞれ上記②の基準を満たした場合は、この要件に該当すると推定。

2.主なゲートキーパーの義務

- ・エンドユーザーの個人情報を同意なく広告目的で使用するの禁止。
- ・ビジネスユーザーと競争する際に、そのビジネスユーザーによって生成又は提供された非公開データを使用することの禁止。
- ・ビジネスユーザーによるプラットフォーム外での自由な価格・条件の設定を妨げるの禁止。
- ・ビジネスユーザーがエンドユーザーに対して、無償で、オファーを伝えたり、宣伝したり、契約を締結したりすることを許容。
- ・エンドユーザーがコアプラットフォームサービスを通じて、ビジネスユーザーのアプリのコンテンツ等を利用することを許容。
- ・ゲートキーパーの本人認証や決済システムをエンドユーザーに利用することやビジネスユーザーに利用等することを求めることを禁止。
- ・ゲートキーパーのオンライン広告サービスの料金及びその算定方法等について、広告主やパブリッシャーの要求に応じて、無償で提供。
- ・エンドユーザーが、簡単に、プリインストールされたアプリをアンインストールしたり、OS等の基本設定の変更をできるようにすること。
- ・サードパーティーのアプリ等のインストール及び効果的な使用をできるようにすること。
- ・製品やサービスを第三者のものと比較してより有利にランク付けすることの禁止。
- ・アプリストア、検索エンジン等へのビジネスユーザーのアクセスについて、公平、合理的かつ非差別的な条件の適用。
- ・サービスやハードウェアの供給者に対して、無償で同等のハードウェアやソフトウェア機能への相互運用性を許容。
- ・電話番号独立型個人間通信サービスについて、個人間・グループ間のテキスト、画像、音声メッセージ、音声通話等の共有など相互運用性の確保。

3.義務不履行の場合の制裁等

➤ 制裁金

ゲートキーパーが上記の義務等を遵守しない場合、欧州委員会は、その企業の全世界の年間総売上高の10%（繰返し違反の場合は20%）を上限とした制裁金を賦課。

➤ 行動的・構造的是正措置

8年間で3回以上違反するような組織的違反(systematic non-compliance)があり、ゲートキーパーの地位が維持・強化・拡大される場合には、欧州委員会は、相当かつ必要な行動的又は構造的な是正措置が可能。

デジタルマーケット法(DMA)②

- 欧州委員会は、DMAに基づき、24のコアプラットフォームに関して7社の「ゲートキーパー」を指定。(2024年8月末時点)
- 「ゲートキーパー」は、6ヶ月以内に義務を遵守し、欧州委員会に報告。

Alphabet

- Google Maps(オンライン仲介サービス)
- Google Play(オンライン仲介サービス)
- Google Shopping(オンライン仲介サービス)
- Google Search(オンライン検索エンジン)
- Youtube(ビデオ共有プラットフォームサービス)
- Google Android(オペレーティングシステム)
- Chrome(ウェブブラウザ)
- Google(オンライン広告サービス)

Amazon

- Amazon Marketplace(オンライン仲介サービス)
- Amazon(オンライン広告サービス)

Apple

- Apple Store(オンライン仲介サービス)
- iOS(オペレーティングシステム)
- iPadOS(オペレーティングシステム)
- Safari(ウェブブラウザ)

ByteDance

- Tiktok(オンラインソーシャルネットワーキングサービス)

Meta

- Meta Marketplace(オンライン仲介サービス)
- Facebook(オンラインソーシャルネットワーキングサービス)
- Instagram(オンラインソーシャルネットワーキングサービス)
- Whatsapp(番号独立型個人間通信サービス)
- Messenger(番号独立型個人間通信サービス)
- Meta(オンライン広告サービス)

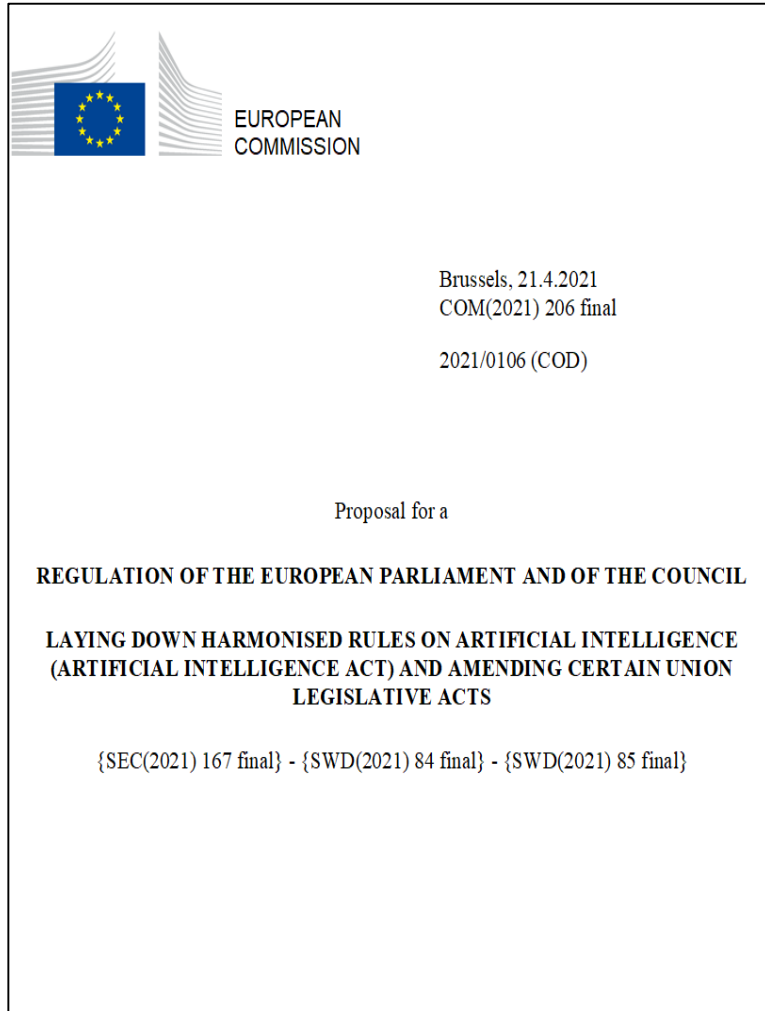
Microsoft

- LinkedIn(オンラインソーシャルネットワーキングサービス)
- Windows PC OS(オペレーティングシステム)

Booking

- Booking.com(オンライン仲介サービス)

AI規則(AI Act)①

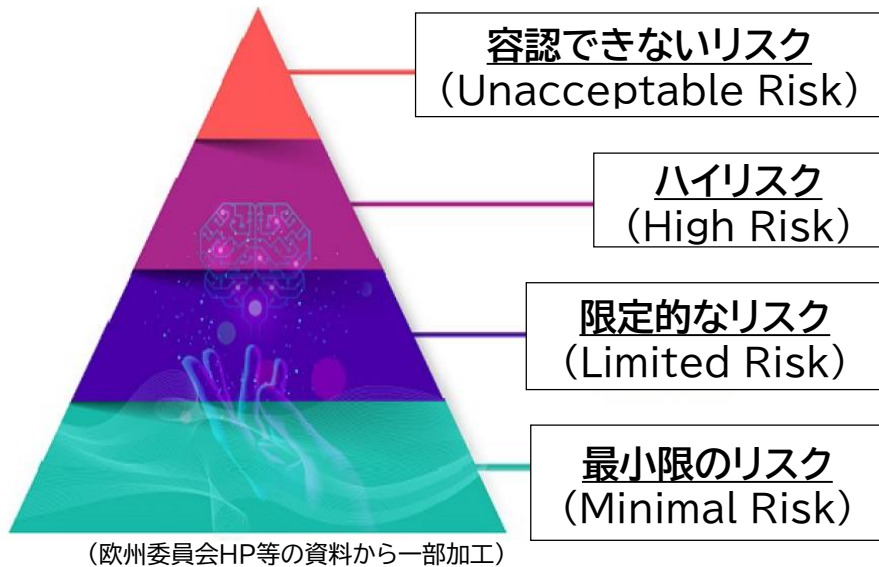


- 欧州委員会は、2021年4月、AI規則案を公表。共同立法機関(EU理事会及び欧州議会)による審議と交渉を経て、2024年5月成立。2024年8月1日に施行。
- 2026年8月2日から本格適用開始(施行6か月後、1年後、3年後に適用開始となる規定あり)。
- 人間中心の信頼できる人工知能(AI)の導入を促進すること、AIシステムの有害な影響に対して、健康、安全、民主主義、法の支配、環境保護等の基本的権利の高水準の保護を確保すること、イノベーションを支援することを目的としている。
- リスクベースアプローチを採用し、4つのリスクレベルを設け、各々のリスクに応じた要件・規制を設定するとともに、広範なタスクを学習・実行可能で他のAIシステムに統合可能な汎用AIモデルに関する規律を規定。提供者だけでなく導入者にかかる要件も存在。
- EU域内にAIシステムを提供する域外企業も適用対象。
- 違反の場合、最大で3,500万ユーロ又は年間世界売上高の7%の罰金。
- AIシステムの市場投入前に、革新的なAIシステムの開発、試験、検証を実施できる環境として「AI規制サンドボックス」を提供する。

AI規則(AI Act)②

- AI規則では、リスクベースアプローチを採用し、4つのリスクレベルを設け、各々のリスクに応じた規制を規定。それに加え、汎用AIに関する規制あり。

リスクベースアプローチ



- サブリミナル技術、ソーシャルスコアリング、職場又は教育機関での感情推測システム、公共空間における法執行目的でのリアルタイム遠隔生体認証システム 等
- **原則禁止**
- 機械、医療機器、生体認証、重要インフラ、教育、雇用、法執行、移民管理 等
- プロバイダー、輸入者、販売業者、導入者それぞれに対して、リスク管理、データガバナンス、技術文書の作成、人的監視措置、適合性評価手続、ログ保存など厳格な規制
- 生成AI、自然人とやり取りするAI、感情認識システム 等
- AIにより生成されたコンテンツである旨のマーキングやAI使用の告知など限定的な透明性義務
- 上記以外
- **自由に利用可能(自主的な行動規範の推奨あり)**

汎用AIモデル提供者に対する義務

汎用AIモデル一般	システミックリスクを有する汎用AIモデル
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術文書の作成及び更新 ➤ 汎用AIモデルをAIシステムに統合する提供者向けの情報・文書の作成、更新及び提供 ➤ 著作権法を遵守するためのポリシーの実行 ➤ 汎用AIモデルの学習に使用したコンテンツに関する十分に詳細な要約の作成及び公開 ➤ 域内代理人の指名 	<p>(左記に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ モデル評価の実施 ➤ EUレベルでのシステミックリスクの評価及び軽減 ➤ 深刻なインシデント及びそれに対する是正措置のAIオフィスへの報告 ➤ 適切なレベルのサイバーセキュリティ保護

データ法

- 欧州委員会は、2022年2月23日、「データ法案」(Data Act)を公表。EUで生成されたデータを誰が利用及びアクセス可能かに関するルールを定めることを目的とし、主にデータ共有の促進、公的機関によるデータへのアクセス、データ処理サービスの乗換え促進、非個人データの越境移転からの保護措置に関する規定を定めている。
- 2023年12月成立、2024年1月施行、2025年9月適用開始。

データ共有の促進

コネクテッド製品や関連サービスの提供者に主に以下の義務を課す。

- コネクテッド製品や関連サービスを、デフォルトで、利用者が容易かつ安全に、適切な場合には直接、生成されたデータにアクセスできるような形で、設計、製造及び提供する義務。
- 利用者の求めに応じ、利用者自身又は第三者(デジタルマーケット法に規定する「ゲートキーパー」は除く)に対し、遅滞なく、利用者には無料で、データを利用可能とする義務。

公的機関によるデータへのアクセス

データ保持者は、公の緊急事態などデータを利用する特別の必要性がある場合、要請に応じ、当該データを公的機関に利用可能としなければならない。

データ処理サービスの乗換え促進

- データ処理サービス(クラウドサービスなど)事業者は、利用者が他事業者へ乗り換えられるよう、契約の解消やデータの持ち運び、乗換え先での機能的同等性の維持などに対する障害を除去しなければならない。
- データ処理サービス事業者は、欧州委員会により特定されるオープンな相互運用性仕様又は相互運用性に関する欧州標準との互換性を確保しなければならない。

非個人データの越境移転からの保護措置

データ処理サービス事業者は、EU法や加盟国法に抵触する非個人データの域外移転や政府によるアクセスを防ぐため、あらゆる合理的な技術的、法的、組織的措置を講じなければならない。

サイバーセキュリティに関連する法令

サイバーセキュリティ法(2019年6月施行・適用開始)

- 欧州ネットワーク・情報セキュリティ機関(ENISA)の権限強化
- 欧州サイバーセキュリティ認証枠組みの導入(ENISAが内容を検討)
⇒ ICT製品の認証スキームを決定(2024年1月)。5G、クラウドの認証スキームも検討中。

改正ネットワーク・セキュリティ指令(NIS2指令)(2023年1月施行)

- 加盟国におけるサイバーセキュリティ水準を向上する目的でNIS指令(2016年)を改正。
- 対象となるセクターの適用範囲を拡大し、「主要(essential)事業体」についてはより厳しく監督。
- 加盟国においては、2024年10月までに国内法に置き換える必要。

サイバーレジリエンス法(2023年11月政治的合意。施行後36か月後に全面適用開始)

- デジタル要素を持つ全ての製品又はソフトウェアが対象。
- 製造者に対して、上市前のセキュリティ要件の適合性評価、脆弱性発見時の適切な対応、インシデント発生時の当局への報告を義務付け。輸入者、販売者に対しても、セキュリティ要件適合保証などを義務付け。
- 製造者の義務違反の場合、最大で1,500万ユーロ又は年間世界売上高の2.5%の罰金。

サイバー連帯法(2024年3月政治的合意)

- EUレベルでの重大又は大規模なサイバーセキュリティの脅威やインシデントの検知・認識の支援
- 重要インフラ・サービスを提供する機関の準備態勢の強化
- 加盟国間の連帯強化及びサイバー緊急事態メカニズムの創設による加盟国間の協調された危機管理・対応能力の向上

ギガビット接続推進のための政策パッケージ

- 欧州委員会は、2023年2月、2030年までにEU域内の全市民・企業にギガビット接続を利用可能とするとの目標達成のため、**①ギガビットインフラ法(Gigabit Infrastructure Act)**、**②ギガビット勧告案(Gigabit Recommendation)**、**③接続性セクターとそのインフラの将来に関する予備的協議**の3施策から構成される政策パッケージを公表。

ギガビットインフラ法(2024年4月成立、5月施行、2025年1月適用開始)

EU域内でのネットワークインフラ展開の迅速化のため、以下を規定。

- 関連する許認可手続の簡素化・デジタル化
- 電気通信事業者による必要な物理インフラへのアクセスに関する要件の整備
- 事業者間での土木工事の調整手続
- 新築及び大規模改修建築物への光ファイバー敷設義務

ギガビット勧告(2024年2月)

市場支配力が大きい既存事業者のネットワークに他の事業者がアクセスするための条件について、各国の規制当局にガイダンスを提供するもの。

電気通信分野の法制度の見直し検討(2023年2月意見募集、2024年2月白書意見募集)

- 欧州委員会は、2030年のコネクティビティ目標達成に向けた電気通信セクターへのインフラ及びその投資に関する施策に関する意見募集を実施(2023年2月～5月)。
- さらに、2024年2月に「欧州のデジタルインフラのニーズをいかに達成するか」との白書を公表。白書は①「3C(Connected, Collaborative, Computing)ネットワーク」の構築、②デジタル単一市場の完成、③EUのための安全かつ強靱なデジタルインフラの確保、の3つの柱で構成。意見募集(2024年2月～6月)の結果を踏まえ、今後法制度の見直しも含めて検討。

日EUデジタルパートナーシップ

- 2022年5月12日に開催された第28回日EU定期首脳協議において、「日EUデジタルパートナーシップ」(Japan-EU Digital Partnership)を立ち上げ。その後、2023年7月、2024年4月に閣僚級会合を実施。

目的

経済成長を促進し、日EU間の共通の価値及び、特にデータについて、「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT)の重要性に係る共通認識を踏まえ、包摂的で持続可能、人間中心のデジタルトランスフォーメーションを通じた持続可能な社会を達成するため、デジタル分野の協力を前進させること。

位置づけ

- 既存の枠組みを総括する枠組み。
- 年1回開催の閣僚級会合として「日EUデジタルパートナーシップ会合」(Japan-EU Digital Partnership Council)を設置。協力の進捗を確認し、次の段階に向けた政治的な指示を与える。
- 進捗は次回日EU定期首脳協議にも報告。

対象分野

- 協力の対象分野として、プライバシー、半導体サプライチェーン、5G/Beyond 5G、HPC・量子技術、サイバーセキュリティ、人工知能(AI)、デジタル連結性、オンライン・プラットフォーム、データ(DFFTを含む)、トラスト技術、デジタル貿易、中小企業のデジタル・トランスフォーメーション、国際標準、規制協力等を列挙。
- 対象分野については、閣僚級会合(日EUデジタルパートナーシップ会合)を通じて定期的に見直し・更新を行う。

進捗

- 2024年4月30日の第2回閣僚級会合(ブリュッセル)では、データ、半導体、海底ケーブル、HPC・量子技術、IoTセキュリティ、6G、AI、オンラインプラットフォームといった分野での協力の進捗をまとめた共同声明を公表。また、デジタル庁と欧州委員会との間でデジタル・アイデンティティに関する協力覚書(MoC)に署名。
- 次回の第3回閣僚級会合は、2025年に東京で実施する予定